

基金規定

制 定 昭和32年 4月 5日

一部改正 昭和33年 4月 9日

- 第1条** 協会運営の特殊性から経常予算に計上されない止むを得ざる臨時出費に備えるため、この基金を設定する。
- 第2条** この基金は会員の入会金、醸出金、寄附金及び一般経常費の剰余金を以てこれに充てる。
- 第3条** この基金の用途については、臨時出費の必要が生じた場合、その都度、用途の内容、金額を理事会に諮り承認を得るものとする。
但し緊急にこの基金より臨時出費を必要とする事態が生じた場合は、会長の責任において支出し、爾後遅滞なく理事会の承認を得るものとする。
- 第4条** この基金の収支決算については、毎事業年度末に監事の監査を受け、定時会員総会に報告するものとする。

附 則

- 第5条** この規定は昭和33年4月9日より実施する。